

特定工場等において発生する振動の規制基準

苫小牧市告示第 117 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定め、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 3 月 27 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、平成 25 年苫小牧市告示第 116 号により振動規制法に基づく規制地域として、それぞれ指定された第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。
- 2 表の区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。